

八頭町父親の育児講座出前講座(講師派遣)事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、男性の育児休業取得及び育児参加への理解を深めるとともに、妊娠、出産、産後及び育児が母親の心身に及ぼす影響についての理解を促進し、父親やパートナーが育児及び家事に主体的に関わることの重要性について学ぶ機会を提供することにより、仕事と家庭を両立しやすい環境づくり並びに男性の育児参加に対する理解促進及び機運の醸成を図り、男女共同参画社会の推進に資するため、八頭町が実施する「八頭町父親の育児講座出前講座(講師派遣)事業」(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 事業の対象は、八頭町内の事業所、団体、グループその他これらに類する組織(以下「団体等」という。)とする。

(事業内容)

第3条 町長は、団体等が実施する研修会、勉強会、講演会等に講師を派遣し、次に掲げる事項について講演又は助言を行うものとする。

- (1)男性が育児休業を取得する意義及び必要性に関すること。
- (2)妊娠、出産、産後及び育児が母親の心身に及ぼす影響に関すること。
- (3)父親やパートナーが育児及び家事に主体的に関わることの意義及び役割に関すること。
- (4)父親やパートナーの育児参加が、夫婦関係、親子関係及び子どもの成長に及ぼす影響に関すること。
- (5)育児休業制度に関する情報提供に関すること。
- (6)その他、事業の目的達成に必要と認める事項。

(募集団体数及び派遣回数)

第4条 講師の派遣は、1年度につき1団体等とし、1団体等当たり1回を限度とする。

(経費負担)

第5条 講師への謝金及び交通費は、予算の範囲内において町が負担するものとする。

2 会場使用料その他研修等の開催に要する経費は、団体等の負担とする。

(申込み)

第6条 講師派遣を希望する団体等は、原則として実施希望日の30日前までに、講師派遣申込書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(決定)

第7条 町長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、講師派遣を決定し、申込団体等に通知するものとする。

(変更又は中止)

第8条 団体等は、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに町長へ届け出なければならない。

(アンケート調査)

第9条 町長は、事業の効果を把握し、今後の事業の改善及び充実に図るため、講師派遣を受けた団体等の参加者に対し、アンケート調査を実施するものとする。

2 団体等は、前項のアンケート調査の実施及び回収に協力するものとする。

(実施報告)

第10条 団体等は、講師派遣終了後、速やかに実施報告書(様式第2号)を町長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式

様式第1号 八頭町父親の育児講座出前講座(講師派遣)事業申込書

様式第2号 八頭町父親の育児講座出前講座(講師派遣)事業実施報告書